



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
たまされないゾウくん

覚えのない宅配便は受け取り拒否



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島根連呼第5630号



作：柏屋ココ

覚えがない宅配便は受け取らない！支払わない！使用しない！



・特定商取引法では、勝手に送りつけられてきた商品は、14日間経過後は、返還義務がなくなります。（返品してほしい旨を連絡した場合は7日間。）その間に商品を開封したり使用したりすると、支払い義務が発生してしまうこともあります。

- ・いらないと断っていたのに送られて来て受け取ってしまった場合は、クーリング・オフをしましょう。カニなどの生鮮食品であってもクーリング・オフができます。
- ・書類の中に「購入されない場合は、○日以内に返送」「期限内に返送されない場合は、購入とみなす」とあっても契約は成立していないので無効です。
- ・連絡をすると「注文の音声録音してある」「専用で用意したのでキャンセルはできない」などと脅してくるかもしれません。不実を告げる行為は、法令違反です。対応に困った場合は相談しましょう。



消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいやや**

消費者ホットライン

局番なしの

188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 2階

TEL & FAX 0856-23-3657